

発議第1号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年3月9日

四万十町議会議長

味元和義様

提出者 四万十町議会議員 田邊哲夫

提出者 四万十町議会議員 橋本章



ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

四万十町議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するように強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月9日

四 万 十 町 議 会